

税



地方税法一部改正 市税条例が 改正されました

◆住民税

(平成21年度分から適用)

▼個人住民税における寄附金税制の見直し

- ・現行の所得控除方式から税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は県民税4%、市民税6%とします。
- ・寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額の30%（現行25%）に引き上げます。
- ・寄附金控除の適用下限額を5,000円（現行10万円）に引き上げます。

(平成21年度分から適用)

▼地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（ふるさと納税）

- ・都道府県又は市区町村に対する寄附金について、個人住民税における寄附金税制の見直しの税額控除の適用に加え、当該寄附金が5,000円を超える場合、その超える金額に、90%から寄附を行ったも

のに適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額（個人住民税所得割額の10分の1に相当する金額を限度）の5分の2を県民税から、5分の3を市民税からそれぞれ税額控除します。

(平成21年10月支給分から実施)

▼個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入

- ・65歳以上の公的年金等の受給者で一定の条件を満たすものは公的年金等に係る個人住民税額を公的年金から特別徴収します。

(平成21年1月1日から適用)

▼上場株式等の配当等に係る配当所得の課税の特例の廃止

- ・上場株式等に係る配当所得の軽減税率（住民税3%）の特例は平成20年12月31日をもって廃止され、住民税5%となります。

・特別措置として平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）、その年分の上場株式等に係る配当のうち100万円以下の部分については現行の軽減税率（住民税3%）を適用します。

(平成21年1月1日から適用)

▼上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止

- ・上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率（住民税3%）の特例は、平成20年12月31日をもって廃止され、住民税5%となります。

特別は、平成20年12月31日をもって廃止され、住民税5%となります。

・特別措置として平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）、その年分の上場株式等に係る譲渡所得金額のうち500万円以下の部分については現行の軽減税率（住民税3%）を適用します。

(平成22年度分から適用)

▼上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例措置

- ・その年分の上場株式等の譲渡損失の金額があるときまたはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、申告分離課税を選択した場合に限り、これら損失金額を上場株式等配当所得の金額から控除します。

(地方税法の一部を改正する法の施行の日以後の取得から適用)

▼特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の廃止

- ・特定中小会社の特定株式を払い込みに取り取得した者が、特定中小会社の株式の譲渡の日において、引き続き3年を超えて所有していたその特定株式を、その上場等の日以後3年以内に譲渡した場合には、

一定の要件の下でその譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額を2分の1に相当する金額とする譲渡所得等の課税の特例について廃止します。

◆固定資産税

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から適用)

▼長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置の創設

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律の制定に伴い、同法の施行の日から平成22年3月31日までの間に新築された同法に規定する認定長期優良住宅について、認定を受けて建てられたことを証する書類を添付して市に申告がされた場合には、新築から5年度分（中高層耐火建築物にあっては7年度分）に限り、当該住宅に係る税額（1戸当り120㎡相当に限る。）の2分の1を減額します。

(平成20年4月1日から適用)

▼新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長

- ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置、最初の3年度分（中高層耐火建築物は5年度分）に限り、当該住宅に係る税額（1戸当り120㎡相当分までに限る。）の2分の1を減額する措置の適用期限を2年延長

します。

(平成21年度分から適用)

▼住宅の省エネ改修促進税制の創設

- ・平成20年1月1日に存していた住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の改修工事を行ったものについて、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額（1戸当り120㎡相当分までに限る。）の3分の1を減額します。

問合せ先

困務グループ

☎52-1111（内線246・247）

253

善意を

ありがとう

ございました

(敬称略)

市へ

あいち中央農業協同組合

社会福祉協議会へ

松鶴園

